

横浜市一時保育事業助成要綱

制 定 平成20年3月27日こ保運第2660号（副市長決裁）
最近改正 令和6年4月1日こ保運第1926号（局長決裁）

第一章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市一時保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される一時保育事業（以下「事業」という。）の実施に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

第2条 助成対象は、実施要綱第9条による届出を行っている保育所等（以下「実施施設」という。）を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

第二章 一般型に対する助成

（基本助成）

第3条 横浜市長（以下「市長」という。）は、実施施設に対し、一般型事業の実施に係る基本的な経費の助成として、事業の実施時間及び毎月の延べ利用児童数に応じて、別表1に掲げるとおり助成する。

（利用児童加算助成、安定運営加算助成及び長時間利用加算）

第4条 市長は、実施要綱に定める従事職員の適正な配置を確保するため、毎月の延べ利用児童数の年齢別内訳に応じて、別表2に掲げるとおり助成する。ただし、3歳児以上の児童において、利用時間が2時間未満の場合は利用児童加算助成の対象外とする。また、横浜市外在住の児童で、出産や介護等による一時的な里帰り以外の利用については、利用児童加算助成の対象外とする。

2 前項の助成は、実施要綱に定める利用料金の上限額を超える利用料金を設定している実施施設は助成対象外とする。

3 実施要綱第7条第4項に規定する夜間一時保育を実施した場合は、別表4に掲げるとおり助成する。

4 市長は、安定した事業運営を行うため、実施施設が次の各号を満たす場合、別表3に掲げるとおり助成する。

（1）一般型実施施設であること

（2）当該月に市内児童の0歳児を含む、10名以上の延べ利用児童がいること

5 市長は、長時間の預かりが発生した場合、実施時間のうち8時間を超えて児童が利用した時間に対し、実施要綱別表1に定める時間単位の額を助成する。

（障害児等受入加算助成）

第5条 市長は、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場

合、別表6に掲げるとおり助成する。

- (1) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第1号、第2号または第4号のいずれかに規定する児童
- (2) 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証を所持する児童

(多胎児受入加算助成)

第6条 市長は、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児の利用があった場合、別表7のとおり助成する。

(減免分助成)

第7条 市長は、実施要綱第21条第1項及び第2項に規定する利用料の減免があった場合、実施要綱に定めた減免額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(はじめてのおあずかり券)

第8条 市長は、実施施設に対し、横浜市「はじめてのおあずかり券」交付事業実施要綱に基づくはじめてのおあずかり券を利用した一時保育体験の経費を助成する。助成額は一時保育体験を提供した総時間に、1時間あたりの利用料を乗じた額を上限額とする。

(助成金の報告と請求)

第9条 事業実施者は、第3条から第8条までの助成について、横浜市一時保育事業助成金状況報告書兼請求書(第1号様式)を用いて市の指定した提出方法により、事業を実施した月の翌月7日までに、市長に報告及び請求する。また、実施要綱第4条の家庭的保育事業利用中児童の減免に該当する児童が緊急保育を利用した場合は、利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書(実施要綱第1号様式)の原本をあわせて提出するものとする。

2 市長は、前1項の請求について、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 事業実施者は、第3条から第8条までの助成について実績を報告する際、利用時間は30分単位で報告するものとする。なお、利用時間で発生する30分未満の端数においては、30分に切り上げて報告するものとする。

(差額の報告と請求)

第10条 基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合には、横浜市一時保育事業助成金差額内訳報告書(第2号様式)により、第9条に規定する請求が完了している助成金との差額について、市長に報告し、横浜市一時保育事業助成金差額(追加)請求書(第6号様式)により、市長に請求する。

(助成金の経理)

第11条 事業実施者は、本要綱に基づく助成金を受領したときは適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(助成金の返還等)

第 12 条 市長は、助成金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

2 助成金の交付を受けた者は、前項に規定する返還命令があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(利用状況報告等)

第 13 条 事業実施者は、毎月 7 日までに、横浜市一時保育事業利用状況報告書（第 3 号様式）により、前月の利用状況を市長に報告しなければならない。

(障害児等受入加算助成の加算区分)

第 14 条 事業実施者は、第 5 条に規定する児童の利用があった場合は、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 3 条第 1 号ア、イ及びウに規定された児童及び障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の交付を受けている児童の加算区分については、別表 5 の区分で適用できることとする。

2 前項に規定されていない児童又は、特段の事情がある場合は、横浜市一時保育事業障害児等受入加算適用申請書（第 4 号様式）に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に規定する児童状況書（同要綱第 1 号様式）及び児童状況確認書（同要綱第 2 号様式若しくは第 2 号様式の 2）並びに横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 3 条第 1 号ア、イ及びウに規定された児童については各手帳の写しを添付して、福祉保健センター長に対し、障害児等受入加算助成の適用を申請すること。

(障害児等受入加算助成の助成区分の決定及び請求)

第 15 条 福祉保健センター長は、前条の申請を受けたときは、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 8 条第 1 項の規定に準じて、別表 6 に掲げる障害児等受入加算費の区分を決定する。

2 福祉保健センター長は、前項の決定をしたときは、横浜市一時保育事業障害児等受入加算助成適用決定通知書（第 5 号様式）により、事業実施者に通知する。

(関係書類の保存)

第 16 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(助成条件)

第 17 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき

報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

第三章 余裕活用型に対する助成

(余裕活用型助成)

第18条 市長は、事業を実施する保育所等（以下「余裕活用型実施施設」という）に対し、事業の実施に係る経費の助成として、毎月の延べ利用児童数に応じて、別表2に掲げるとおり助成する。

2 前項の助成は、実施要綱に定める利用料金の上限額を超える利用料金を設定している実施施設は助成対象外とする。

(準用)

第19条 第4条第1項から第3項まで及び第5項、第5条から第17条までの規定は、余裕活用型実施施設に対する助成について準用する。この場合において、第7条及び第8条中「実施施設」とあるのは「余裕活用型実施施設」と読み替える。

附 則

(施行)

第1条 本要綱は平成20年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

(横浜市一時保育事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 本要綱及び別に定める横浜市一時保育事業実施要綱の施行に伴い、横浜市一時保育事業補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

第3条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市一時保育事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行の日以後の一時保育の利用から適用する。

(経過措置)

この要綱の適用日前の一時保育の利用に係る助成金の支給の取り扱いについては、なお

従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第 2 条における小規模保育事業に関する規定、及び第 20 条から第 26 条までについては、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 前項ただし書きに関わらず、平成 27 年 4 月 1 日をもって横浜保育室事業から小規模保育事業へと移行し実施する余裕活用型については、施行の日から適用する。
(経過措置)
- 3 本要綱の適用日前の一時保育の利用に係る助成金の支給の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 4 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業助成要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。
- 5 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。
(経過措置)
- 2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業助成要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。
- 3 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、決裁日から施行する。
(新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛要請期間の延べ利用児童数につい

て)

2 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市からの登園自粛要請により、利用者の減少した事業実施者のための支援として、第3条及び第4条並びに第18条に掲げる延べ利用児童数の算定方法は、次のとおり取り扱う。

(1) 令和元年4月から6月各月の延べ利用児童数と、令和2年4月から6月各月の延べ利用児童数を、各月毎に比較し、多い年度の月の延べ利用児童数を、令和2年4月から6月各月の延べ利用児童数とみなす。

(2) 令和元年7月以降に実施要綱第9条に基づき事業を開始した事業実施者及び令和元年4月から6月に実施要綱第11条に基づき休止していた事業実施者については、令和2年4月に利用が見込まれた延べ利用児童数を令和2年4月の延べ利用児童数とみなし、令和2年5月及び6月の延べ利用児童数についても同様に利用が見込まれた延べ利用児童数とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業助成要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

基本助成の額は、月の延べ利用児童数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。
 なお、事業の実施時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

月の延べ利用児童数	区分	助成額（月額）		保育士配置
		8時間実施施設	11時間実施施設	
1～ 3人	A区分	15,600円	20,690円	事業を担当する 保育士を1名以上 配置。
4～ 20人	B区分	77,970円	103,430円	
21～ 60人	C区分	124,760円	165,490円	
61～120人	D区分	155,940円	206,860円	
121～180人	E区分	233,910円	310,290円	
181～240人	F区分	311,880円	413,720円	
241～300人	G区分	389,850円	517,150円	
301～360人	H区分	467,820円	620,580円	
361人以上	I区分	545,790円	724,010円	

8時間実施施設 : 事業実施時間が8時間以上11時間未満の保育所等
 11時間実施施設 : 事業実施時間が11時間以上の保育所等

別表 2

利用児童加算助成の額は、一月ごとの年齢別延べ利用児童数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

なお、事業の実施時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

年齢区分	補助額（延べ利用1人あたり）		
	平日（月～金）		土曜日
	8時間実施施設	11時間実施施設	8時間実施施設、 11時間実施施設共通
0歳児クラス(57日～6か月未満)	13,890円	18,990円	21,840円
0歳児クラス(6か月以上)	6,100円	8,640円	9,940円
1、2歳児クラス	3,500円	5,190円	5,970円
3、4、5歳児クラス	1,160円	1,920円	2,210円

※0歳児クラスにおける月齢は、受け入れた月の月初時点での月齢で判断する。
 ※3歳児以上における利用児童加算は2時間以上の受入があった際発生する。

別表 3

安定運営加算助成の額は、次に掲げる額とする。

8時間実施施設（月額）	11時間実施施設（月額）
80,000円	120,000円

別表 4

夜間一時保育における利用児童加算助成の額は、一月ごとの年齢別延べ利用児童数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

年齢区分	補助額（延べ利用 1 人あたり）
0 歳(57 日～6 か月未満)	23,738 円
0 歳児クラス(6 か月以上)	10,800 円
1、2 歳児クラス	6,488 円
3、4、5 歳児クラス	2,400 円

※0 歳児クラスにおける月齢は、受け入れた月の月初時点での月齢で判断する。

別表 5

各手帳を所持している児童の加算区分については次のとおりとする。

(1 身体障害者手帳による加配基準表)

	障害種別	加配区分		
		A 重度 (1:1 相当)	B 中度 (2:1 相当)	C 軽度 (3:1 相当)
0・1・ 2 歳児 クラス	肢 体		1・2 級	3・4・5・6・7 級
	視 覚		1・2 級	3・4・5・6 級
	聴 覚			2・3・4・5・6 級
	音声・言語			3・4 級
	内 部			1・2・3・4 級
3・4・ 5 歳児 クラス	肢 体	1・2 級	3・4 級	5・6・7 級
	視 覚	1・2 級	3・4 級	5・6 級
	聴 覚			2・3・4・5・6 級
	音声・言語			3・4 級
	内 部			1・2・3・4 級

(2 愛の手帳(療育手帳)による加配基準表)

A 重度(1:1 相当)	B 中度(2:1 相当)	C 軽度(3:1 相当)
A 1、A 2	B 1	B 2

(3 精神障害者保健福祉手帳による加配基準表)

手帳所持	C 軽度(3:1 相当)
------	--------------

(4 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証による加配基準表)

受給者証所持	個別支援
--------	------

別表 6

障害児等受入加算助成の額は、要支援の程度により、次の各区分に掲げる額とする。

区分	配置	児童 1 人あたり (日額)
A 区分	1 : 1 相当	10,110 円
B 区分	2 : 1 相当	7,220 円
C 区分	3 : 1 相当	4,690 円
個別支援	-	2,920 円
医療的ケア児	1 : 1 相当	10,110 円

別表 7

事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児受入加算の額は、次に掲げる額とする。

児童 1 人あたり (日額)
1,200 円